

11月は
年金月間

年金は世代と世代の
支え合い

「国民年金」って どんな制度？

かつて日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

3つの年金で
あなたをサポート！

老齢基礎年金 保険料を納めた期間（免除・猶予期間も含む）が原則

25年以上ある人に65歳から支給されます

年額 79万2100円

障害基礎年金 国民年金加入中の病

気やけがで一定の障害状態になっ

たときに支給されます（保険料の納付要件あり）

年額 1級 99万1000円

2級 79万2100円

遺族基礎年金 国民年金加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます（保険料の納付要件あり）

年額 102万円

（子が1人いる妻の場合）

20歳になったら

国民年金！

国民年金の加入者は次の3種類。

第1号被保険者 自営業、農業・漁業、学生、無職の人など「自主納付（免除制度あり）」

第2号被保険者 会社員、公務員など「給料天引き」

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者「配偶者の加入する制度が負担」

20歳になったとき、退職したとき、配偶者の扶養でなくなったときは第1号被保険者になる届け出が必要で

また、60歳以上65歳未満の人や、20歳以上65歳未満の海外在住の人も希望により加入（任意加入）することができます。

保険料は

月額1万4660円

（平成21年度）

☆便利な口座振替や、保険料が割り引かれるお得な前納制度もあります

☆将来、より多くの年金を希望する人は、月額4000円の付加保険料を納めることができます

☆所得が少なく納付が難しい場合は保険料免除・猶予制度があります

免除を受けた期間により将来受け取る年金額は少なくなります。10年以内であれば後から納めること（追納）ができます。免除を受けて3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、ご注意ください

「ねんきん定期便」を

確認してください！

社会保険庁では、すべての国民年金、厚生年金加入者の皆さんに年金加入記録を確認していただくため、「ねんきん定期便」を誕生月に送付しています。お手元に届いた「ねんきん定期便」に記載されている年金記録を確認していただき、漏れや誤

高額医療・高額介護合算制度

●高額医療・高額介護合算制度とは

皆さんが医療や介護に支払った金額がそれぞれ自己負担限度額を超えたとき、超えた分の金額が支給される制度があります（医療保険では「高額療養費」、介護保険では「高額介護サービス費」）。

そしてさらに、医療と介護を受けている世帯の自己負担を軽減する目的で、平成20年4月に「高額医療・高額介護合算制度」が施行されました。1年間（8月1日から翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、その超えた金額が申請により後から支給されます。

医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減し、安心して医療や介護のサービスが利用できるようにするための制度です。

●支給申請手続き

初年度については、計算期間の途中から制度が施行されたことから、期間を平成20年4月から平成21年7月までの16カ月とした場合と平成20年8月～平成21年7月の12カ月にした場合で計算し、償還額の大きい方の金額が支給されます。

申請は、介護保険受給者が7月31日時点で加入している医療保険に対して行ってください。

○国民健康保険加入の人

該当する世帯には、市から申請についての通知文書を送付します。

○国民健康保険以外の人

介護保険の自己負担額証明書（高齢介護課で発行）を添付して、加入している医療保険へ申請を行います。

○後期高齢者医療制度加入の人

該当する世帯には、県後期高齢者広域連合から申請についての通知文書が送付されます。申請の受け付けは市で行います。

※対象期間中に医療保険の異動（社保→国保など）があった世帯員がいる場合は、異動前の医療保険での自己負担額証明書が必要です



●自己負担限度額

区分	計算期間	75歳以上	70～74歳	70歳未満
現役並み所得者 (上位所得者)	12カ月 [16カ月]	67万円 [89万円]	67万円 [89万円]	126万円 [168万円]
一般所得者	12カ月 [16カ月]	56万円 [75万円]	56万円 [75万円]	67万円 [89万円]
低所得者	Ⅱ ※1	12カ月 [16カ月]	31万円 [41万円]	34万円 [45万円]
	Ⅰ ※2	12カ月 [16カ月]	19万円 [25万円]	

※1 世帯全員が市県民税非課税の人

※2 世帯全員が市県民税非課税の人で、世帯員の各収入から必要経費・基礎控除を差し引いたときに所得が0円になる人（年金収入のみの場合は、年金収入金額80万円以下の人）

問い合わせ先 国民健康保険について＝保険年金課 32-2071、介護保険について＝高齢介護課 32-2070、後期高齢者医療制度について＝保険年金課 32-2073

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート！

社会保険庁が廃止され、「日本年金機構」がスタートします。

- 現在ある社会保険事務所は、「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます
- これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義で案内していた各種の関係書類は、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義で案内します
- 日本年金機構の設立に伴って、皆さんに手続きをしていただくことは一切ありません
- 公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについて、これまでと変わりません

りがある場合は、年金加入記録回答票にご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。
※水色の年金加入記録回答票が入っている人は、必ず回答が必要な人です。「訂正なし」であっても、その旨を回答してください



問い合わせ先 072 保険年金課 32・2